

平成23年度第3回府中市地域包括支援センター運営協議会会議録

1 日 時 平成23年10月19日（水）午前10時～12時

2 会 場 市役所北庁舎3階第6会議室

3 出席者 （委員）

板山会長、増田副会長、足立委員、大山委員、川口委員、木越委員、
桑田委員、近藤委員、杉田委員、鈴木委員、横山委員

（事務局）

芦川福祉保健部次長（兼）高齢者支援課長、
柏木高齢者支援課長補佐兼施設担当副主幹、堀江地域支援統括担当副主幹、
山田介護保険担当副主幹、村岡包括ケア担当主査、小塚福祉相談担当主査、
青木地域ネットワーク担当主査、山中介護予防担当主査、関根介護保険係長、
吉野事業者指導係長、林介護認定係長、立浪介護サービス係長、
高野施設担当主査、板橋地域支援係長、石附
府中市地域包括支援センターよつや苑、府中市地域包括支援センターあさひ
苑、府中市地域包括支援センターしみずがおか、府中市地域包括支援センタ
ー泉苑、府中市地域包括支援センター安立園、府中市地域包括支援センター
かたまち、府中市地域包括支援センターしんまち、地域包括支援センター緑
苑、府中市地域包括支援センターにしふ、府中市地域包括支援センターこれ
まさ、地域包括支援センターみなみ町

4 欠席者 田口委員、竹内委員、水村委員

5 傍聴者 3名

6 議事事項

- (1) 地域包括支援センター運営協議会における業務評価（案）について
- (2) 平成24年度府中市地域包括支援センター体制（案）について

7 議事内容

- (1) 地域包括支援センター運営協議会における業務評価（案）

ア 事務局より地域包括支援センター運営協議会における業務評価（案）について、
資料1～資料1－3に基づき説明があり了承。

イ 質疑応答、意見等

問 1 **資料1** 2 (1)に「正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか」とあるが、例えば居宅サービスの場合は、給付管理の関係で、特定事業所集中減算で9割の規定があるが、この介護予防サービス計画においての偏りというのもそれに準じるものと考えていいのか、それとも、必ずしもそれにこだわらずに切り離して考えていくべきものなのか。

答 1 それに準じるものと考えている。

(事務局) (補足) 特定事業所集中減算について

ケアマネジャーがサービスを位置づけるときに、例えば、その訪問介護を同じ事業所に集中して位置づけ、その割合が9割を超えた際、その正当な理由がない場合には、減算となるというシステムになっている。そのサービスには訪問介護、通所介護、福祉用具の3種類があり、それらが特定の法人に90%以上、また一定期間以上、集中してはいけない。

問 2 **資料1-1** (b) ②にある「必要な基準を作成」するのも、この運営協議会の仕事となるのか。また、必要な基準というのは、チェック項目ということで理解してよいか。

答 2 今回のチェックシートは、東京都からの資料を母体として作っている。総合相談、権利擁護、包括的ケアマネジメント等の地域包括支援センターの基本業務について問うというのが前提にあるが、それ以外に、例えば今年の熱中症対策や包括支援センターと地域の連携がどうなっているのか等、そういったものを年度毎に別枠で作り、地域包括支援センターの業務の達成度を運営協議会で検証していくということもできる。今回、提示しているチェックシートは飽くまで基本事項のチェックであり、それ以外の質問を設けることも可能だと考えている。

意見 チェックシートについては、飽くまでチェックシートだという理解をしている。チェックシートを見た中で、府中市としてスキルとかレベルを上げて行くための基準は、事務局である程度作るべきもので、それを協議会で合意を得てよりよくしていくものだと思っている。また、各地域包括支援センターの温度差があってはいけないということも含まれると理解しているので、このチェックシートの中でそういったものが見えてきた段階で、それを解消して行くような基準も必要になってくると思っている。チェックシートを見ながら、今後、基準を作っていくことになるだろう。

問 3 評価内容は、予防給付に限るのか。

答 3 予防給付に関わらず、それ以外に、例えば包括の公正・中立性をチェックしたいというのであれば、必要な基準を作成することになる。介護予防に限らず、すべての業務において公正・中立性を守る精神が必要であり、この公正・中立性を各地域包括支援センターの仕事は確保しなければならない。そういう観点から、例えば介護サービスであっても、必要があればその基準を作ることである。

- 問 4 資料 1－2のチェックシートは、大きく分けるといくつになるか
- 答 4 大きく 3 つに分けられる。1～3 ページは地域包括支援センターの基礎的な
(事務局) 部分、4～7 ページは、体制・組織運営について、8～23 ページからは地域
包括支援センターの業務についての内容となっている。
- 問 5 2 ページに介護保険の事業名が記載され、介護保険事業者数を記入するよう
になっているが、これはその包括支援センターが関与している事業者数を記入
するものか、それともその地域の中にある事業者数を記入するものか。
- 答 5 各地域包括支援センターが担当している地区に所在する事業者の数を記入
(事務局) する。
- 問 6 このチェックシートで確認すべきものとして、やはり市民の方に質の高い業
務を継続的に行っていくという内容もチェックする必要があると思われる。そ
の意味合いでいえば、担当人口当たりの職員数、職員一人当たりどの程度の人
口を担当しているのか分かるような事項があると良いと思うがどうか。
- 答 6 2～3 ページの事項の中で、高齢者人口と職員内訳を記入するようになって
(事務局) いるので、おのずと職員一人当たりの人口は割り出せると思うが、それをもっ
と分かりやすく提示させたいと思う。
- 問 7 22 ページ①にあるチェック項目「介護支援専門員と高齢者福祉制度以外の
福祉制度との連携促進のための支援をしている」の選択肢の中に消費者生活セ
ンターがあってもよいのではないかと。消費者生活センターに相談するケースが
少なからずあると思う。
- 答 7 確かに消費者生活センターと連携することもあるので、選択肢の一つに入れ
(事務局) たいと思う。
- 問 8 3 ページで、常勤職員または非常勤職員がどの業務を担当しているかを記入
するようになっているが、それよりは、有資格者がどの業務に関わっているか
ということの方が重要である。業務と資格がどのくらいリンクしているか、ど
ういう資格の人がどの業務をしているかということが、市民サービスの質とい
う点からも大事だと思うがどうか。
- 答 8 3 ページで、業務と同様に、常勤職員または非常勤職員がどのような資格が
(事務局) あるか記入するようになっており、有資格者がどの業務に関わっているかとい
うことが、分かるようになっている。集計の際には、もっと分かりやすいよう
に提示したいと思う。
- 問 9 忙しい包括支援センターの職員がこれだけのものを記入するのは、負担では
ないかと思うので、簡略化できるところはなるべく簡略化したほうがよい。包
括支援センターの意見は聞いたのか。
- 答 9 これでも、膨大な量だったものを精査し、割愛した部分もあり、包括支援セ
(事務局) ンターの職員の負担にならないように工夫もしたが、まだ余分なものと思われ
るものがあれば削らせていただく。
- 要望 7 ページで、職員が受講した研修の報告・伝達についての項目があるが、ど

ういった研修を受けているのか、研修の内容に偏りがあるかといった確認をしたほうがよいと思う。研修の内容となると、専門職の職種によって異なるものなので難しいと思うが、検討してみしてほしい。

問 1 0 介護保険では、困難事例について相談ケースはないのか。例えば、経済的な問題、家族関係の問題、認知症を含めた障害や医療の問題等による困難事例、また、それらが重複しているケースが考えられる。障害者の場合、精神病院から在宅への退院促進により、障害者分野だけでの解決ができない困難事例が多く出てきている。同様に地域包括支援センターでも、このような複合的な問題に対応しきれない困難事例があると思う。今回のチェックシートでも、関係機関との連絡調整、協力体制についての項目があるが、そのような困難事例にどう取り組んでいるか、ということ具体的にここで取り上げられないか。

答 1 0 (事務局) 地域包括支援センターの普段の業務の中で、複合問題を抱えた家族について多く対応してもらっている。チェックシートの中でも、生活保護や障害者等の福祉制度についての質問があるが、地域包括支援センターの職員だけが市の様々なセクションに行って掛け合ってもなかなか話が進まないもので、そういった場合は高齢者支援課の職員が調整役となり一緒に動く体制はとれている。統計的に件数は出ていないが、市に包括支援センター統括部門が残っていることでそういう調整機能も果たしている。また、チェックシートへの質問としては、個々のケースになるのではなかなか難しい。

問 1 1 17 ページの「ケアプラン作成実人数」の直営（包括作成分）の中で、以前は市の直営の包括がやっていたマイケアプランについて、現在の直営の包括でもお手伝いしている件数があるかを取れる欄があるとよいと思うがどうか。

答 1 1 (事務局) 以前、市でやっていたマイプランは簡易的なもので、事業所のサービス調整等の細々した部分は全て市が調整していた。介護保険でのマイプラン、つまり、利用者自身がサービス計画から事業所の調整等を全て行うものではなかった。全て委託になった地域包括支援センターで、マイプランを行いたいという人がいた場合には、介護保険での正規のマイプランを説明してもらっている。そのため、従来の市でやっていたマイプランの件数は限りなく少なくなっているもので、そのための欄を作るかどうかは考えさせてもらいたい。

問 1 2 チェックシートを1月に配布し、2～3月に回収というスケジュールだが、これだけの膨大な量を包括支援センターの職員が業務をやりながら作成するのは大変かと思う。また、3月31日現在で数字を入れなければならないなら、2月に回収できないのではないかと。できれば、チェックシートの回収をもう少し時間を取ってあげたほうがよいのではないかと。

答 1 2 (事務局) 2 ページの「H24. 3. 31 現在」とある日付については、チェックシートの作成日にする等の修正をしたい。チェックシートの回収時期は、包括支援センターの方と相談して検討したい。

意見 初めてやることなので、今後もどの点にボリュームが多いか等、進めながら

見直して行く必要があると思う。

問 1 3 このチェックシートは自己評価でしかないので、第 3 者の評価がなくてよいのか、また、第 3 者評価の場があるのか。

答 1 3 チェックシートは包括支援センターから提出してもらった後に、市の職員が
(事務局) 1 1 箇所全ての包括支援センターを回ってチェックシートに基づいたヒアリングを統一して行う。そのヒアリングを反映させて業務評価報告書を作成し、その結果を地域包括支援センター運営協議会で報告し、評価していただくという流れを考えている。

問 1 4 苦情があった場合は、地域包括支援センターとしてどう受け取る体制があるのか。

答 1 4 地域包括支援センターとしてではないが、法人としては地域オンブズパーソン制度というものがあり、そこには地域住民も入っている。また、地域包括支援センターへの大きな苦情であれば、委託している市に報告するようにしている。いまのところ、大きな苦情はない。

要望 業務評価報告書には、チェックシートの a b c の評価等について分かるように反映させるとのことだが、実人数を聞いている項目については、業務評価報告書に載せる際、実人数ではなく割合で載せてほしい。

問 1 5 地域包括支援センターでは、介護保険制度に乗り切れない方々の生活や権利を守る為に業務を柱立てして行っていくわけだが、そこで発生した問題をいかに解決していくかが重要だと思う。発生した課題に対して、どう対応して、解決につなげているのかというようなところが、このチェックシートの調査項目では具体的に把握しきれなくて、問題解決をどうしているのかというところに行き着いていない。そういったところを資料 1－3 の業務評価報告書では、少し具体的に把握できるようなものであるとよいと思うがどうか。

答 1 5 各地域包括支援センターでのヒアリングの際に、チェックシート以外の部分
(事務局) についても話を聞くようにしたい。

要望 チェックシートの内容は、主に各地域包括支援センターのシステムに関して客観的に評価するものになっている。また、先ほど意見のあった苦情は市民の客観的評価に入るが、苦情もあれば、当然良かったという意見もあると思うので、やはり地域包括支援センターが誠意を持ってやっている良い点も評価できるような主観的な評価も含めた業務評価報告書にしていただければと思う。

(2) 平成 24 年度府中市地域包括支援センター体制 (案)

ア 事務局より平成 24 年度府中市地域包括支援センター体制 (案) について、資料 2 に基づき説明があり了承。

イ 質疑応答、意見等

特になし。

(3) その他

ア 事務局より、介護予防・日常生活支援総合事業について、追加資料に基づき説明。

イ 質疑応答、意見等

問 1 市民サービスとしての変更はないのか。

答 1 サービスの変更はない。ただ、国も明確な内容を提示しておらず、市町村の
(事務局) 判断によるところが多いので、利用料の負担についても、市町村によって異なる可能性がある。

問 2 平成24年度に実施するのか、それとも平成24年度は見送るのか、その点だけでも、市としての方向性を聞かせていただきたい。

答 2 見送る方向である。

(事務局)

問 3 介護予防・日常生活支援総合事業について、市に既存の事業があり、市民サービスにおいて変更がないのであれば、府中市独自のやり方でよいと思う。ただ、給付費の3%という枠が広がるということがあれば、変えていくということも考えてよいのではないかと。また、資料にある国が示したイメージ図では、地域包括支援センターが窓口となってすべての高齢者のサービスを総合的に提供できるという形になっていると思うが、今の府中市のシステムにおいて、例えば、介護予防、権利擁護についての窓口は地域包括支援センター、生活支援についての窓口は市と分かれていて、そのことによる利用者（市民）の負担の問題がクリアされているのであれば、市独自のシステム等で問題ないように思うが、そのあたりはどうか。

答 3 まず、給付費の3%枠が広がれば、確かに実施する市町村も増えると思う。
(事務局) ただ、現状の3%では厳しいところであり、これについては明確にされていないので、今は判断が出来ない。次に、窓口については、現在も包括支援センターを中心としてサービス提供が出来ている状況なので問題ない。

意見 介護予防・日常生活支援総合事業をやることによって、市民へのサービスが手厚くなるということがあれば、是非取り組んでほしい。しかし、既に府中市では独自にやってきていて、それに付け加えることがないというのであれば、取り組んでほしいとまではいえない。その判断は市にしていきたい。これは府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会の方へ任せることでよい。

(4) 開催日程について

次回開催予定は平成24年3月中旬を予定。

以上